

上場会社に内部者取引規制に係る社内体制の再点検等を求める制度の整備に伴う 「有価証券の売買等の審査に関する規則」の一部改正について

平成26年3月25日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、上場会社の役員等が行った内部者取引に該当するとして行政庁により措置がなされた場合等においては、当該上場会社における内部者取引等の未然防止に向けた体制整備に資することを目的として、当該上場会社に対し、当該取引所より社内体制の再点検等を求めることとし、「有価証券の売買等の審査に関する規則」の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

1. 上場会社の役員等による内部者取引規制違反に対する行政庁による措置等に伴い再点検の実施等を求めること
 - ・ 上場会社の役員等が行った行為が、会社関係者による内部者取引又は不正な情報提供行為・取引推奨行為に該当するなどとして、行政庁により課徴金納付命令勧告その他の措置がなされた場合において、必要があると認めるときは、当該上場会社に対し、社内体制について再点検を実施するよう求めるものとします。
 - ・ また、再点検を求めた場合には、当該上場会社において社内体制に問題がないと判断した場合にはその旨を、問題があると判断した場合には改善措置等を記載した文書による報告を求めるものとします。
 - ・ 当該取引所が、有価証券の売買等の審査の結果、上場会社の役員等が行った行為が内部者取引等に該当するおそれがあると認められた場合であって、行政庁による措置に至らなかったときにも、必要があると認められた場合には、当該上場会社に対し、上記の再点検の実施を求めるものとします。
2. その他
その他所要の改正を行うものとします。

(備 考)

- ・ 有価証券の売買等の審査に関する規則第7条の2第1項
- ・ 有価証券の売買等の審査に関する規則第7条の2第2項
- ・ 有価証券の売買等の審査に関する規則第7条の2第3項

III. 施行日

平成26年4月1日から施行します。

以 上